

インド商工省、改正特許規則（2021）を公表

2021年9月30日

JETRO ニューデリー

2021年9月21日、インド商工省産業・国内取引促進局（DPIIT）は、改正特許規則（2021）ⁱを公表し、同日付で施行した。本改正特許規則は、2021年2月9日付で公表された特許規則改正案（2021）ⁱⁱに基づくものである。

～規則改正の概要～

1. 規則 2（定義）

規則 2 項（c）の下に項（ca）を設け、「教育機関（educational institution）」の定義を以下のとおり追加する。

「教育機関とは、中央、地方又は州の法律によって設立あるいは法人化された大学をいい、中央政府、州政府、連邦直轄領が指定した機関により承認されたその他の教育機関を含む。」

2. 規則 7（手数料）

- 規則 7 項（1）の但し書きを置き換え、様式 28 の提出が必要な対象として、小規模企業、スタートアップに加えて、教育機関を追加する。
- 規則 7 項（3）で規定される手数料の対象として、自然人、小規模企業、スタートアップに加えて、教育機関を追加する。

3. 規則 7 に関する手数料一覧表（Table I – FEES TABLE）

表中のタイトル行に、対象として教育機関を追加する。

4. 様式 28

規則 7 項（1）の但し書きの置き換えに合わせて、様式 28 に対象が教育機関である場合の記載と欄を追加する。

（以上）

ⁱ https://dpiit.gov.in/sites/default/files/Patents_Amendment_Rules_22September2021.pdf

ⁱⁱ

https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Draft_Amendment_Rules__2021_Published_in_Gazette_of_India.pdf